

平成 26 年 4 月 1 日 策定
令和 7 年 4 月 8 日 改定

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

教職員は「いじめは絶対に許さない。」「いじめは誰にでも起こりうる。」と認識し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）に責任をもって取り組んでいかなければならない。

この基本方針は、本校におけるいじめの防止等に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめの防止等に取り組むための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものである。

1 いじめの防止等に関する基本理念

いじめの問題で最も重要なことは、いじめの未然防止の取組を進めることである。学校全体で「いじめは絶対に許さない。」という雰囲気や風土を創っていかなければならない。

また、いじめの問題の事案対処については、生徒の小さな変化を見逃さないことや、いじめやトラブルの情報が速やかに共有され、対応できる態勢を作っておくことが重要である。

本校では、以下の 4 つの方針を大切にしながら、いじめの防止等に取り組む。

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視する。
- (2) 本校は、すべての生徒が、いじめについて許されない行為であることを十分に理解できるように努め、「いじめ・差別を許さない」をモットーにいじめの発見とその解決に生徒及び教職員が連携して取り組む。
- (3) 本校は、生徒の小さな変化を見逃さないために、日々の生活の中で生徒と積極的にコミュニケーションをとったり、様々な活動の中での生徒の言動に注意をはらったりする。そして、生徒が援助希求しやすい関係づくりに取り組む。
- (4) 本校は、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、校区の小学校、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等に全力で取り組む。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（けんかやふざけ合いやインターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指す。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあ

るため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○個に応じて、ほめて伸ばす教育

生徒一人一人をよく理解し、生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進める。また、ふるさとを学び、生き方を考えることにより、自分を大切に、生徒同士が互いのよいところを認め合う人間力を高める。

【生徒の様子を把握するためのチェックリスト（教員）】

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある生徒への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てる。また、教職員の人権感覚を磨き、生徒との信頼関係を構築する。

【人権感覚を自己点検するためのチェックリスト】

○生徒会活動や体験活動の推進

生徒会活動による生徒の自発性や自治力を高め、集団宿泊体験やボランティア活動等を通して生徒の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てる。また、自己有用感を感じる体験となるよう工夫する。

【活動を振り返るためのワークシート】

○道徳教育の推進

校区の小学校と連携して計画的・重点的に行い、発達段階に応じた指導を通して思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てる。また、心のノートの活用も計画的に行う。

【授業の振り返りのワークシート】

(2) 学校評価への位置づけ

いじめの防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努める。

(3) いじめの未然防止

○いじめの起きない学校・学級づくり

生徒が安心・安全に過ごせる居場所づくりのために、生徒と共に過ごす機会を積極的に設け、生徒の様子に目を配る。生徒が互いに傷つけあったり、相手を馬鹿にしたりするような言動を放置せず、すぐに指導することで、集団の規律意識を高める。

また、校内駅伝や合唱祭、学校祭等の活動を通して、生徒が他者と関わり合う中で思いやりや規範意識を大切にしたいという意欲を育む。それらのことにより、認め合い励ましあう「絆づくり」を進める。

○授業改善

すべての生徒にとって分かりやすい授業になっているか、生徒による教科別授

業アンケートを年2回実施し授業改善に活かす。また、生徒の参加度を高め意欲的に学ぶ授業を目指して公開授業や授業研究を行い、生徒が楽しく学べる教育に努める。

○生徒の主体的活動の充実

学級活動や生徒会活動等を活用して、生徒の主体的な活動によるいじめの防止等の取組を推進する。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求める。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行う。

○アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題への未然防止の取組が成果を上げているかを見取る。

○学校評価への位置づけ

学校評価において、いじめだけでなく教育活動全体が機能しているかを確認し、取り組みの改善に努める。

○特別な配慮が必要な生徒に対する支援

日常的に生徒の様子に目を向け、生徒の特性に合わせた適切な支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努める。

【生徒の様子を把握するためのチェックリスト(生徒)】

○自己チェックの活用

生徒が日々の生活を振り返るための自己チェックを黙想の時間などを利用して行い、気になることを相談できる環境を整え、いじめ等の早期発見に努める。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を年4回行い、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図る。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害生徒を守る。

○被害・加害生徒への対応

いじめを受けたあるいは報告した生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切な指導を行う。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じる。

(6) いじめの解消

いじめの解消について、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。その場合、被害生徒本人及び保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行う。

- ・重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告する。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催する。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭、
教育相談担当、スクールカウンセラー等

- (活動)
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」につ

いての協議

- ・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践。
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検

（２）いじめ対応サポート班

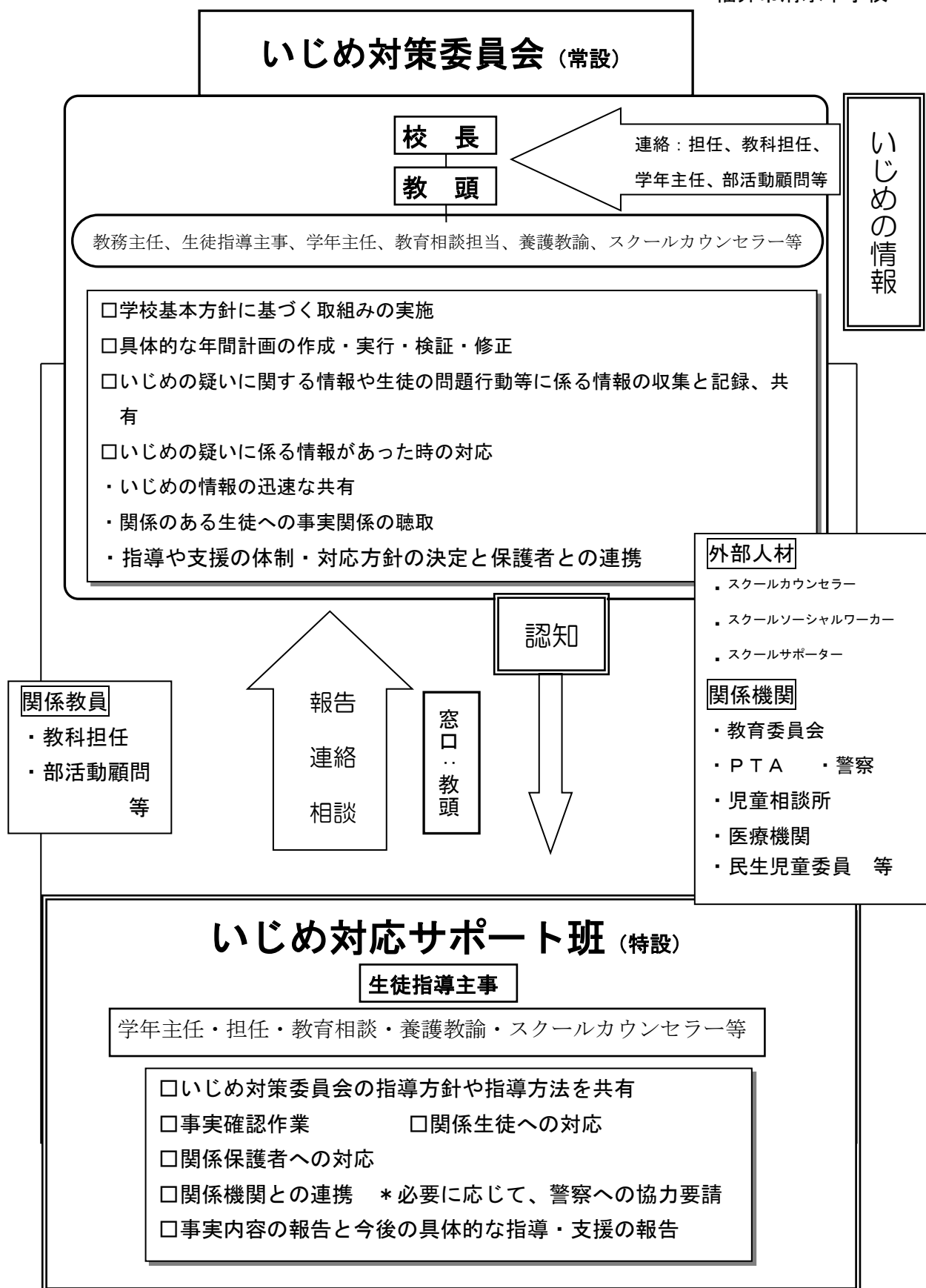
いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行う。

（構成員）生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭
スクールカウンセラー等

- （活動）
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・個別面談による情報収集
 - ・継続的な支援
 - ・保護者や地域との連携
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(3) 組織図 【様式2】

福井市清水中学校



5 いじめ対策の年間行動計画 福井市清水中学校
〔4～6月〕

【様式3】

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1 年生	2 年生	3 年生
4 月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 職員会議 ・年間計画の周知 ・教員の意識点検 ・生徒の情報交換 ↓ ↓ ↓ ↓ PTA総会 ・基本方針の公表 いじめ対応サポート班・起きたとき即対応	学級開き ・集団規律 ・絆づくり いじめの自己チェック（黙想の活用） 校訓の意味理解 ・行動目標		
		生徒総会 ・自主的な活動 ・絆づくり 校内駅伝 絆づくり 職場体験 ・積極的な行動 ・他者とのコミュニケーション 修学旅行 ・自主的計画・運営 ・人間関係づくり 教育相談週間①（事前アンケート）		

6 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握			
	校内研修 ・人権教育 チェック表の活用	生徒会・環境委員会と 県立清水特別支援学校との交流会Ⅰ		
				保育体験

〔7～9月〕

福井市清水中学校

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
7 月	いじめ対策委員会 ・アンケート結果をもとに今後について	いじめアンケート調査		
	保護者会 ★保護者アンケート (いじめ項目も含む) ・情報や意見収集 民生委員と語る会	生徒による授業評価① ひまわり教室 ・インターネットトラブル ・情報モラル ・清水ルールの再確認（再検討）		
8 月	教育相談委員会 ・個別ケース会議	美術部・県立清水特別支援学校交流		
	職員会議 ・質問調査の分析			

9 月	情報発信（学校だより） ・いじめアンケート結果 ・2学期の取り組み いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	文化祭・体育祭 学年・学級所属意識や絆を強める。 いじめの自己チェック 教育相談週間②（事前アンケート）		

〔10～12月〕

福井市清水中学校

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
10 月	学校評価アンケートⅠ （いじめ項目も含む） 分析・後期に向けて改善	学校評価アンケート（生徒・保護者） 校外学習 ・集团的行動 ・自主的活動 ・協力・思いやり		

11 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	生徒総会 ・自主的な活動 ・「いじめ0」に向けた話し合い 教育相談週間③（事前アンケート） 人権に関する集会や授業（道徳など）
12 月	★保護者アンケート （いじめ項目も含む） 保護者会 ・情報や意見収集 いじめ対策委員会 ・アンケート結果をもとに今後について	生徒会・環境委員会と 県立清水特別支援学校との交流会Ⅱ 生徒による授業評価② いじめアンケート調査

〔1～3月〕

福井市清水中学校

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
1 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	いじめの自己チェック 「しみずルール」についてのアンケート調査および分析 （生活委員会） 私の啓発録 ・自分を見つめる		

2 月	学校評価アンケートⅡ			
3 月	いじめ対策委員会 ・ 年度の振り返り ・ 新年度に向けて計画見直し ↓ 職員会議 ・ 課題確認 ・ 計画確認	3年生を送る会 ・ 感謝の心 ・ 次年度への自覚 立志のつどい 参加	立志のつどい	